

令和2年第3回定例会

市長報告

平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置の報告について

本日は、貴重なお時間に市長報告の機会をお与えいただきまして、ありがとうございます。

地方自治法第233条第7項の規定により、平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算の認定について、令和元年第4回定例会において同年11月29日に不認定となったことを踏まえ、決算特別委員会での質疑及び本件採決における討論の概要から、令和元年5月に発覚した小中学校の上下水道料金、電話料金等に係る支払事務の一部についての不適切な会計事務処理をはじめ、市で続けて起こった問題に対し、コンプライアンス意識が欠如していたことを不認定の主たる理由と捉え、二度とこのようなことが起こらないよう反省し、課題を整理するとともに、市議会からの指摘事項を考慮し、再発防止策として次のとおり必要と認める措置を講じたので、報告させていただきます。

1 学務課における会計処理事務の是正等について

不適切な会計事務処理の件を受け、調査したところ、学務課においては、公共料金の毎月の執行状況についてのチェックを担当職員のみで行っていたことが分かりました。

このことから、実効的なダブルチェックを行うために、支払手続等の会計事務の執行状況についてチェック表を端末で共有するとともに、伝票を起票した職員がチェック表に入力し、他の職員が確認して表の色を変えるようにしました。令和元年度の出納整理期間には、財務会計システムの出カリスト等を活用して、複数の職員によるダブルチェックを徹底して行いました。

また、職場における職場研修（OJT）を通して、会計事務等の実務能力の向上を図っています。

さらに、打合せの時間を活用して、お互いの業務の進行状況の確認や、会計事務等の事務処理状況のチェックの声掛けを管理監督者において行い、法令遵守意識の啓発、人材育成及び良好な職場環境づくりについても併せて取り組んでいるところです。

2 不適切な会計事務処理の再発防止について

会計課においては、従前から執行状況の点検に係る「セルフチェックマニュアル」

を作成しており、支出命令書が作成されているにもかかわらず未執行のものがないよう、月ごとの支出済一覧表の確認を随時主管課において行うよう指導しています。

また、伝票持込のスケジュールを、前月末から翌月20日頃にかけて庁内に示し、遅滞なく伝票を会計課へ引き渡すよう周知しています。特に注意を要する出納整理期間には、会計課長名の事務連絡文書にて、各課における歳入・歳出、調定・清算・戻入等、会計年度中のあらゆる執行状況の点検・確認を実施し、遺漏のない事務処理を行うよう、周知徹底しています。

なお、光熱水費、電話料金等の自動口座引落しは、支払い漏れの防止に効果が期待できることから、現在、早期の導入に向けて庁内及び関係機関と協議を進めているところです。

3 コンプライアンス推進委員会の設置について

令和元年10月に、副市長を委員長とし、教育長を副委員長として、庁内部長職者で構成するコンプライアンス推進委員会を設置しました。コンプライアンス推進委員会は、コンプライアンス推進のための方針、取組等を協議、決定する場と位置付けています。また、各部にもコンプライアンス推進委員会を設置し、中央の委員会と連動した動きをとれるよう、仕組みづくりに取り組んでいます。

4 「全庁をあげて取り組む重点事項」、「小金井市コンプライアンス基本方針」について

令和元年度においては、コンプライアンス推進委員会において令和3年度までの3年間の目指すべき姿として「情報共有の実現」、「情報管理の徹底」、「トラブルに対する組織的対応」を掲げ、「全庁をあげて取り組む重点事項」として「職場環境の変化に応じた確実な情報共有」に取り組むことを確認しました。

さらに、市民から信頼される市政の実現に向けて、職員一人一人のコンプライアンス意識の醸成と、その意識の下での着実な行動が不可欠であることから、コンプライアンスの意味を定義付けし、職員の共通認識を形成すること、また、職員が従うべき行動指針を明文化したものとして「小金井市コンプライアンス基本方針」を決定しています。

5 コンプライアンス推進の取組について

「全庁をあげて取り組む重点事項」及び「小金井市コンプライアンス基本方針」を全庁的な取組とするため、全職員を対象として令和元年度中に全9回の研修を実施しました。管理監督者向け研修は副市長を講師に、一般職向け研修は総務部長を講師に、小金井市のコンプライアンスの取組を職員に直接伝えることができました。

このような一連の取組を基礎としながら、令和2年度は、仕事をする際に特に心掛けるべき仕事の進め方に関する具体的ルールとして「仕事の進め方 かがねいルール」を設定しました。これは、各部コンプライアンス推進委員会での検討を経て、中央のコンプライアンス推進委員会で決定したもので、各部における反省や問題意識を反映したものとなったと考えるところです。今後、この「仕事の進め方 かがねいルール」をより浸透させていけるよう努力し、繰り返し誤りが起こらないような意識を醸成してまいります。

以上、これまでに講じた措置を報告します。

平成30年度小金井市一般会計歳入歳出決算不認定を踏まえた措置の報告について

不認定日	不認定の理由	講じた措置
令和元年11月29日	<p>令和元年5月に発覚した小中学校の上下水道料金、電話料金等に係る支払事務の一部に係る不適切な会計事務処理をはじめ、市で続けて起こった問題に対しての市のコンプライアンス上の諸問題が含まれる平成30年度一般会計歳入歳出決算について不認定とされたもの</p>	<p>事務の不適切な処理が相次いだこと、案件に対する迅速な処理にも問題が残ったことから、再発防止を図り、市民から信頼される市政の実現に向けて、コンプライアンスの取組を次のとおり進めた。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 学務課における会計処理事務の是正等について <ul style="list-style-type: none"> ○ 支払手続等の会計事務の執行状況について複数の職員による確認、職場における職場研修（OJT）を通して、会計事務等の実務能力の向上を図っている。さらに、業務の進捗状況の確認、法令遵守意識の啓発、人材育成及び良好な職場環境づくりにについても併せて取り組んでいる。 2 不適切な会計事務処理の再発防止について <ul style="list-style-type: none"> ○ 会計課において、各課における歳入・歳出、調定・清算・戻入等、会計年度中のあらゆる執行状況の点検・確認を実施し、遺漏のない事務処理を行うよう、周知徹底している。 3 コンプライアンス推進委員会について <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年10月18日に小金井市コンプライアンス推進委員会設置要綱を施行し、副市長を委員長とし、教育長を副委員長として、庁内部長職者で構成するコンプライアンス推進委員会を設置した。 4 「全庁をあげて取り組む重点事項」、「小金井市コンプライアンス基本方針」について <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年11月、コンプライアンス推進委員会において令和3年度までの3年間の

		<p>目指すべき姿として「情報共有の実現」、「情報管理の徹底」、「トラブルに対する組織的対応」を掲げ、「全庁をあげて取り組む重点事項」として「職場環境の変化に応じた確実な情報共有」に取り組むことを確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 令和元年12月、職員が従うべき行動指針を明文化したものととして「小金井市コンプライアンス基本方針」を決定した。 5 コンプライアンス推進の取組について <ul style="list-style-type: none"> ○ 全職員を対象として令和元年度中に全9回の研修を実施した。 ○ 令和2年8月、仕事をすすめる際に特に心掛けるべき仕事の進め方に関する具体的なルールとして「仕事の進め方 かがねいルール」を設定した。
--	--	--